

① 件名
石巻市情報プラザの廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本施設は、旧河北町が平成9年4月に「河北町交流プラザ」として設置し、その後、市町合併により名称を「石巻市情報プラザ」と変更して現在に至る。 これまで、インターネット接続サービス事業や各種パソコンセミナー等を開催し、地域情報化の推進に努めてきたが、近年の急速な情報通信技術の発展により、インターネット接続環境の拡充・拡大やパソコン等情報機器が普及したことから、本施設の利用者は減少及び固定化した状況にある。</p> <p>【目的】 情報プラザとしての一定の役割は果たしたものと考えられることから、本施設を廃止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市情報プラザ条例（平成17年4月1日条例第22号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 9年 4月 河北町交流プラザとして設置 平成17年 4月 市町合併後、石巻市情報プラザに名称変更 平成29年10月 パソコンセミナーを終了 平成30年 3月 インターネット接続サービスを終了</p>
⑤ 主な内容
<p>【廃止する施設】 名 称：石巻市情報プラザ 所 在 地：石巻市成田字小塚58番地 施設規模等：鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 延床面積993.25㎡ 施設内容：コミュニティコート、ワークキャビン、ネットデッキ、事務室 他</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 施設の管理運営に係る経費の削減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 管理運営経費 約6,000千円（施設維持管理委託料、光熱水費、臨時職員賃金等）の軽減 ※上記のほか、職員1人分の人件費</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成30年12月	市議会第4回定例会へ石巻市情報プラザ条例の廃止について提案 (平成31年4月1日施行予定)
平成31年 1月～ 3月	石巻市情報プラザ廃止の周知 石巻市情報プラザ廃止
⑨ その他	
なし	